

とちぎ南西消防指令センター整備業務に係る監理業務委託

仕様書

令和7年度

佐野市消防本部

目 次

第1章	総 則	1
1	業務名称	1
2	目 的	1
3	適 用	1
4	履行場所	1
5	履行期間	1
6	関係法令の遵守	1
7	守秘義務	2
8	再 委 託	2
9	管理技術者	2
10	実施業務及び成果品	3
11	検 査	3
12	修 補	3
13	疑 義	3
第2章	監理業務	4
1	システムの定義	4
2	システムの形式	4
3	監理業務内容	4

第1章 総 則

1 業務名称

とちぎ南西消防指令センター整備業務に係る監理業務委託（以下「本業務」という。）

2 目 的

本業務は、佐野市（以下「発注者」という。）が令和7年度にとちぎ南西消防指令センター整備を実施するにあたり、作業工程の管理や、設計図書に記載されているシステム仕様の内容確認など、技術的に高度な知識を必要とする部分が多数あるため、専門知識を有するものに監理業務を委託し、円滑な進捗を図ることを目的とする。

3 適 用

本仕様書は、発注者と本業務の請負者（以下「受注者」という。）との間で締結する監理業務について適用する。

4 履行場所

本業務の履行場所は、以下に示す場所及び発注者が別途指定する場所とする。

No.	設 置 場 所 名 称	設 置 場 所 住 所
1	佐野市消防本部	佐野市富岡町 1391
2	とちぎ南西消防指令センター	
3	佐野市東消防署	
4	佐野市西消防署	佐野市石塚町 985-1
5	佐野市西消防署北分署	佐野市多田町 3092-1
6	佐野警察署	佐野市浅沼町 573-6
7	佐野市消防本部 唐沢山基地局	佐野市富士町 1409
8	足利市消防本部通信指令課	足利市堀込町 190-1
9	足利市消防本部 河南消防署	
10	足利市消防本部 中央消防署	足利市大正町 863
11	足利市消防本部 中央消防署東分署	足利市川崎町 1324
12	足利市消防本部 中央消防署西分署	足利市葉鹿町 2 丁目 3-2
13	足利市役所	足利市本城 3 丁目 2145

5 履行期間

履行期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

6 関係法令の遵守

この仕様書に定めるもののほか、次の関係諸規定を遵守しなければならない。

- (1) 電気通信事業法、同法関連規則及び告示
- (2) 有線電気通信法及びこれに基づく政令
- (3) 電波法、同法関連規則（電波法関係審査基準含む）及び告示
- (4) 建築基準法、同法施行令、同法関連規則及び告示
- (5) 消防法、同法施行令、同法関連規則及び告示
- (6) 気象業務法

- (7) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (8) 消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号）
最終改正令和3年4月1日消防消第68号
- (9) 佐野市が定める条例
- (10) 日本工業規格（JIS）
- (11) 日本電気工業会標準規格（JEM）
- (12) 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- (13) 日本技術標準規格（JES）
- (14) 電子情報技術産業協会規格（JEITA）
- (15) 国土交通省 大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、及び公共建築設備工事標準図（いずれも電気設備工事編、最新版）
- (16) 消防指令システムー消防救急無線間共通インタフェース仕様 TS-1023
- (17) 電波産業会（ARIB）における標準規格
- (18) 佐野市、足利市及び栃木県関係条例等諸規程
- (19) その他関係法令・規格等

7 守秘義務

受注者は、本業務により知り得た情報については発注者の許可なく外部に公表してはならない。

8 再委託

受注者は、下記に掲げる「本業務の主たる部分」について、これを再委託することはできない。

- (1) 高機能消防指令システムの総合的な技術確認
（各サブシステムの結合、施工上の可否判断など総合的な技術確認）
- (2) 本業務に係る技術打合せ、納入仕様書、施工計画書、施工図の技術確認など本業務の根幹を成す監理業務の実施
- (3) 本業務の実施工程の管理
建築物の構造に係る技術的判断、強度計算書作成が必要な場合など建築物に係る部分のみ外部に再委託してもよい。
資料のコピー、印刷、製本、資料整理などの簡易な業務の再委託にあつては、受注者は発注者の承諾を必要としない。

9 管理技術者

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による登録で、「電気電子部門」の登録を受けていること。I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマーク認証を取得していること。3か月以上継続して雇用している次の（1）、（2）に掲げるいずれかの要件及び（3）に掲げる要件を満たす管理技術者を配置すること。また、これを証明する書類（管理技術者届けの写しなど）を作成し提出すること。

- (1) 技術士法第2条第1項の規定による技術士で、同法第32条第1項の規定による「電気電子部門」の登録を受けていること。
- (2) シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格制度施行規程第8条の規定による「電気電子」の登録を受けていること。
- (3) 高機能消防指令センター整備（Ⅱ型以上に限る。）の実施設計業務または監理業務に従事した経験を有すること。

10 実施業務及び成果品

実施業務及び成果品は、第2章監理業務に記載する諸条件を満たしたもので、以下のとおりとする。

No.	実施業務及び 成果品名称	部数	納品形態	備 考
1	本業務に係る技術打合せへの出席			
2	納入仕様書、施工計画書、施工図等の技術確認			
3	各種検査の実施及び 施工現場への立会い 確認	2	電子データ	工場検査、機器搬入検査、 システム切替作業、完成 検査等
		2	印刷	
4	月次報告書作成	2	印刷	
5	その他資料	1	電子データ	その他業務上作成した書類、 発注者が作成依頼した書類等
		2	印刷	

電子データはCD又はDVDにて2枚提出すること。印刷物については、ファイルにまとめたものを2部作成し、本業務の報告書とすること。

11 検 査

受注者は、発注者より通知された検査日までに成果品を作成し、発注者に提出しなければならない。

12 修 補

発注者が成果品の検査を行った結果、修補の必要があると認めた場合は、受注者に対し期限を定めて修補を指示することができるものとする。

修補が完了するまでは、検査が合格したものと認めない。

13 疑 義

本仕様書について疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者間で協議を行い、対応を決定するものとする。

第2章 監理業務

1 システムの定義

本業務で監理を行う高機能消防指令センターシステム及び消防救急デジタル無線設備（以下「本システム」という。）は、佐野市消防本部と足利市消防本部が共同運用するとちぎ南西消防指令センターが、119 番通報の受付から出動指令、現場活動支援、事案終了までを迅速かつ的確に行うために整備するシステムである。

2 システムの型式

本システムは、第1章6項で記載するところの「消防防災施設整備費補助金交付要綱」で定める高機能消防指令センターシステム（Ⅱ型）に準拠したものとし、発注者と充分協議し本事業の監理を行うものとする。

3 監理業務内容

（1）業務内容一覧

本業務では下記実施業務及び成果品の作成を行うものとする。

- ア 本業務に係る技術打合せへの出席
- イ 納入仕様書、施工計画書、施工図等の技術確認
- ウ 各種検査の実施及び施工現場への立会い確認
- エ 月次報告書作成

（2）業務内容詳細

以下に、実施業務及び成果品の作成に係る注意事項、監理条件を記載する。下記注意事項、監理条件を守り監理業務を行うこと。

ア 本業務に係る技術打合せへの出席

（ア）受注者は、本システム整備請負者（以下「請負者」という。）が実施する月1回の定期打合せには出席し、請負者に対し納入機器及びシステム仕様の確認、作業工程の管理等を行うこと。

（イ）本システムのデータ設定に係る打合せについては、発注者及び請負者間で随時実施する。但し、発注者が受注者に対しデータ設定に係る打合せへの出席を要望した際は、受注者は本打合せに出席すること。

イ 納入仕様書、施工計画書、施工図等の技術確認

（ア）受注者は、本業務に係る納入仕様書、施工計画書、施工図等の技術的な確認を行い、請負者に対し、入札時の設計図書の内容が反映されているか確認を行うこと。

（イ）入札時の設計図書の内容が反映されていない場合は、請負者に対し技術的指導を行うこと。

ウ 各種検査の実施及び施工現場への立会い確認

（ア）受注者は、本業務の受入検査、工場検査、システム切替前検査、監理者検査、完成検査を行い、検査内容を報告書にまとめ発注者に提出すること。

（イ）納入機器を据付配線した段階で、機器の設置状況を含めた受入検査を行うこと。

（ウ）工場検査の検査内容については、発注者、受注者及び請負者と協議のうえ決定する。

（エ）本システムの切替を行う前に、指令業務に係る全ての機能検査を行うこと。また、機能検査の結果をもってシステム切替が可能かどうか判断すること。

（オ）受注者は、システム切替が不可能と判断した場合は、請負者に対し改善点を指示し、工

期内にシステム切替可能となるように指導すること。

(カ) 受注者は、本システムに係る全ての機能検査を発注者が行う完成検査前に行うこと。

また、発注者が行う完成検査に同行し完成検査が円滑に進むように取り計らうこと。

エ 月次報告書の作成

受注者は、本業務を請負後、毎月作業の進捗状況等をまとめた月次報告書を作成し、発注者に提出すること。